

福井市長橋小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日 策定
令和 7年4月 1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
〈学校で発生しやすい具体的ないじめの事例〉
 - 冷やかしやかからかい、陰口や悪口、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - わざとぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
 - 所持品を盗られたり、隠されたり、捨てられたり、こわされたりする
 - SNS上で誹謗中傷を受けたり、個人情報を晒されたりする
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

- 人権教育の推進
人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
- 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。
 - 【教職員】
いじめの早期発見・早期対応ができるように、児童を対象にアンケートや面談を定期的に実施する。
 - 【児童】
心のアンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がける。
 - 【保護者】
いじめの定義や未然防止等のための取組を、学校だよりや学校ホームページ等で、児童や保護者に情報公開する。
- 評価項目
 - 【教職員】
 - ・自分は、いじめ・不登校の未然防止のため、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めている。
 - ・自分は、学級指導や特別活動、学校行事等を活用して、子どもたちの自己有用感の醸成に努めている。
 - 【児童】
 - ・いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
 - 【保護者】
 - ・学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
 - ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
 - ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。

(3) いじめの未然防止

- 「いじめ防止対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
- 授業改善
すべての児童にとって、わかりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- 規範意識の醸成
児童の発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めます。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 開かれた学校づくり
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 特に配慮が必要な児童への支援
少人数の長所を生かし、一人一人に応じた支援の在り方について共通理解を図り、全教職員で認め合う学級・学校づくりに努めます。
 - ・発達障がい等の障がいのある児童、発達障がい疑われる児童
 - ・海外からの帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童など
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・新型コロナウイルスに本人または家族等が感染した児童
- インターネットや情報機器に関する指導
インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

- SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる子、大人に対してSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- 保護者に対するいじめアンケート調査の実施
定期的にいじめに関わる調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 児童に対するいじめアンケート調査の実施
定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対処
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し組織的な対応につなげるとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対処
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

（６）いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じてほかの事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当な期間（３か月を目安）を経過していること。
 - ②被害児童が心身の苦痛を受けていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（３０日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換・情報共有、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
(組織が実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて具体的な取組や組織、年間行動計画を見直す。)

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

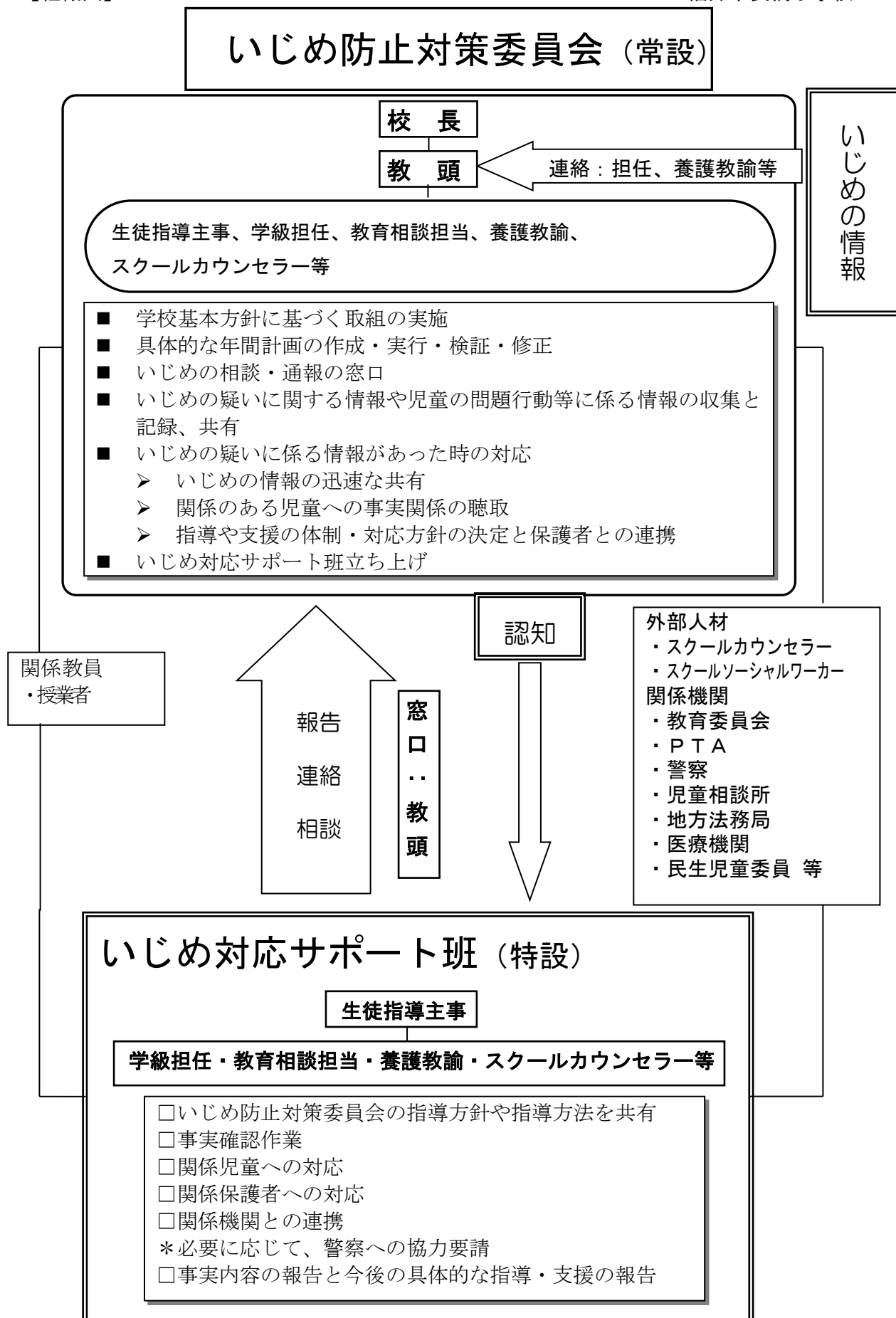
(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所などとの連携

(3) 組織図

【組織図】

福井市長橋小学校



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

福井市長橋小学校

	教員の動き等	児童の活動等	
		5年生	6年生
4月	いじめ防止対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A総会 ・基本方針の公表	いじめの自己チェック	
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 情報交換会	縦割り班活動(海の子班)スタート 高学年のリーダー育成, 絆づくり	
5月	いじめ防止対策委員会 ・アンケート調査などをもとに状況把握 ・必要があれば対応 市教委への報告	アンケート調査	
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 人権教育、道徳や読書活動の年間計画を作成 情報交換会	いじめの自己チェック 合同宿泊学習 わかめ干し体験 野菜・花苗植え 教育相談 (カウンセラーとも面談)	
6月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応 市教委への報告	いじめの自己チェック 修学旅行	
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の公開 情報交換会	小規模校合同授業 梅もぎ体験 梅ジュースづくり 海岸清掃	

〔7～9月〕

福井市長橋小学校

	教員の動き等	児童の活動等	
		5年生	6年生
7月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応 市教委への報告	アンケート調査（取組評価アンケート①を含む）	
	保護者会 ・情報や意見収集	いじめの自己チェック	
8月	取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす	磯遊び 磯観察	
	情報交換会	教育相談（カウンセラーとも面談）	
9月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応 市教委への報告	家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握	
	いじめに関する 校内研修会 ・教員の意識点検	いじめの自己チェック	
9月		校内体育大会	
	情報交換会	親子奉仕活動 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり	

〔10～12月〕

福井市長橋小学校

	教員の動き等	児童の活動等	
		5年生	6年生
10月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	アンケート調査	
		いじめの自己チェック	
		社会科見学（へき複合同）	
		海岸段丘マラソン	
11月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	いじめの自己チェック	
		感謝集会	
		保健集会	
		器械運動発表会	
12月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）	
		いじめの自己チェック	
		人権週間の取組（人権集会）	
		募金活動	
	保護者会 ・情報や意見収集	学習発表会 親子ふれあい教室	
		教育相談（カウンセラーとも面談）	
		取組評価アンケート②分析	
		・同じ項目で ・7月との比較	
	情報交換会		

〔1～3月〕

福井市長橋小学校

	教員の動き等	児童の活動等	
		5年生	6年生
1 月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	いじめの自己チェック	
	情報交換会	校外学習	
2 月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	いじめの自己チェック	
	情報発信 ・評価アンケート結果 ・年間の取組み等 情報交換会	アンケート調査	
3 月	いじめ防止対策委員会 ・情報交換会をもとに状況把握 ・必要があれば対応市教委への報告	いじめの自己チェック	
			教育相談（カウンセラーとも面談） 6年生を送る会
		※行事は変更になることがあります。	